

選挙人名簿抄本閲覧における
パーソナルコンピューター使用に係る留意事項

新潟市選挙管理委員会事務局

選挙人名簿の閲覧で取得した閲覧事項の取扱いについては、公職選挙法第 28 条の 2 第 12 項又は第 28 条の 3 第 7 項の規定に基づき、申出者は、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、法人閲覧事項取扱者又は個人閲覧事項取扱者（以下「閲覧者等」という。）による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

特に電磁的記録データについて漏えいを防止するため、下記の事項に留意してくださいようお願いします。

記

- (1) 閲覧者は、閲覧時にパーソナルコンピューター(以下、「PC」)を使用して転記する場合、キーボード打込みによるテキスト入力のみとし、内蔵のカメラによる撮影、レコーダー機能による録音等をしないこと
- (2) 閲覧者は、閲覧時に PC のネットワーク接続をしないこと
- (3) 申出者及び閲覧者は、閲覧時及び閲覧事項データを管理する際に使用する PC に対して、ウイルス対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的実施すること
- (4) 申出者及び閲覧者等は、業務上知り得た情報を漏らさないこと。退職等により業務を離れる場合も守秘義務を負うこと
- (5) 申出者及び閲覧者等は、電子メールで、閲覧事項データを送信しないこと
- (6) 申出者及び閲覧者等は、閲覧事項データについて、第三者に使用されることが又は許可なく情報を閲覧されることがないように適切な措置を講ずること
- (7) 申出者及び閲覧者等は、閲覧事項データを必要以上に複製しないこと
- (8) 申出者及び閲覧者等は、閲覧事項データの管理について、ウェブで利用できるネットワークストレージサービス等を使用しないこと
- (9) 申出者及び閲覧者等は、閲覧事項データについて、情報が保存される必要がなくなった時点で、記録した情報を復元不可能な方法で消去すること